

2024
July

7

No.893

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

- 日本年金機構
 - ・「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!
 - ・令和6年度の国民年金保険料免除申請の受付開始
- 全国健康保険協会 佐賀支部
 - ・健康づくりを企業風土として根付かせるため、健康経営®を実践しましょう
 - ・がばい健康企業宣言 エントリーシート
- 佐賀県社会保険協会
 - ・社会保険事務講習会のご案内
- 全国国民年金基金福岡・佐賀支部
 - ・国民年金基金からのお知らせ
 - ・年金相談窓口開設カレンダー等
 - ・宿泊施設優待のご案内



医療法人整肢会医師

会員事業所 information

⊕ 医療法人整肢会 副島整形外科病院／クリニック



“人間愛” 私たちの喜びです。
 人と人のふれあいを大切にして、
 みんなで一緒になって病と闘う。
 そんな強い心でありたい。



ソエジマちゃん



ソエジマくん

明治26年に武雄の地で初代虎之助が、整骨科専門を標榜し開院した。時代は流れ4代続いて整形外科直球(ひとすじ)でここまで走ってきました。

これまでには、時代の波の中で多くの選択を迫られる場合があり、大きな転機として、全ての病院が機能的な位置付けを選択しなければならず、そこで我々は「整形外科疾患なら全てを治せる病院を目指す」ことを宣言し、整形外科に特化した急性期病院を目指して邁進してまいりました。

皆さま方のおかげで創業130年が経ち、これからも5代目、6代目と、地域に愛され愛する副島整形外科であり続けます。

副島整形外科病院 所在地: 佐賀県武雄市武雄町富岡7641番地1 TEL: 0954-20-0388
 副島整形外科クリニック 所在地: 佐賀県武雄市武雄町富岡7724番地1 TEL: 0954-22-2155



一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

佐賀県社会保険協会

🔍 検索 🔍



事業主の皆様へ

「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!

- ◆被保険者に賞与を支給したときは、**支払った日から5日以内**に「賞与支払届」の提出が必要です。
- ◆賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- ◆賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出が必要です。
- ◆保険料や将来受け取る年金にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

資格取得月・資格喪失月の取扱い

- 資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象になりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

「算定基礎届」の提出はお済みですか?

- ◆「算定基礎届」は**4月・5月・6月に支払われた報酬**を届出いただくものです。(給与を**当月**に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額を届出いただきますが、給与を**翌月**に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額を届出いただくこととなります。)
- ◆「算定基礎届」の提出がありませんと、正しい保険料の算定ができませんので、提出がお済みでない場合は、早急にご提出をお願いします。
- ◆令和6年5月31日以前から被保険者である方は、「算定基礎届」の提出が必要です。(令和6年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に印字されていない方は手書きによるお届けが必要となります。)

お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和6年7月分保険料の納付期限は**令和6年9月2日(月)**です。

令和6年度の国民年金保険料免除申請の受付開始 (令和6年7月～令和7年6月分)

マイナポータルを利用した電子申請ができます

全額免除制度

【保険料の全額(16,980円)が免除されます】

全額免除の承認を受けた期間がある場合、追納をしなれば、保険料を全額納付したときに比べて将来の年金額は以下のように少なくなります。

全額免除

$$\text{年金額} \frac{4}{8} \text{ (平成21年3月分までは} \frac{2}{6} \text{)}$$

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者および世帯主の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること

扶養親族等の数+1

×

35万円

+

32万円

≧

本人、配偶者、
世帯主の
前年所得

※令和2年度までは10万円を引き下げた額

納付猶予制度

【保険料の全額(16,980円)が納付猶予されます】

納付猶予

年金額には反映しませんが、未納期間ではありませんので、老齢年金の受給資格期間として計算されます。また、死亡・障害といった不測の事態が起きた時も受給資格期間に含まれます。

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること

扶養親族等の数+1

×

35万円

+

32万円

≧

本人、配偶者の
前年所得

※令和2年度までは10万円を引き下げた額

- 失業した場合も、申請することにより保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。
- 上記のほか、障害基礎年金を受け取っているときや生活保護の生活扶助を受け取っているときに、お住まいの市町村の国民年金担当窓口へ届け出ることによって、保険料全額の納付が免除される「法定免除制度」があります。

一部免除(一部納付)制度

【保険料の一部が免除されます】

一部免除は3種類あります。一部免除の承認を受けた期間がある場合は、追納しなれば、以下のように将来の年金額は少なくなります。

4分の3免除(納付額4,250円)

$$\text{年金額} \frac{5}{8} \text{ (平成21年3月分までは} \frac{3}{6} \text{)}$$

半額免除(納付額8,490円)

$$\text{年金額} \frac{6}{8} \text{ (平成21年3月分までは} \frac{4}{6} \text{)}$$

4分の1免除(納付額12,740円)

$$\text{年金額} \frac{7}{8} \text{ (平成21年3月分までは} \frac{5}{6} \text{)}$$

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者および世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること

4分の3免除

88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

半額免除

128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

4分の1免除

168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※令和2年度までは10万円を引き下げた額

- 一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。そのため将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また障害や死亡といった不測の事態が生じた場合、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

保険料の追納

保険料の免除(全額・一部)や猶予(学生納付特例・納付猶予)の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額は少なくなります。そこで、免除の承認を受けた期間について、10年以内であれば、追納(あとから納める)することができます。

- 保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

お問い合わせ先

●各年金事務所 国民年金課

健康づくりを企業風土として根付かせるため、 健康経営®を実践しましょう

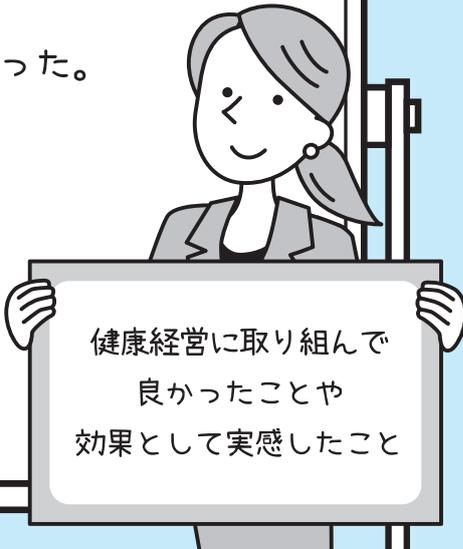


少子高齢化による働き手不足が進む中、健康経営®に取り組む企業が増えています。
協会けんぽ佐賀支部では、「がばい健康企業宣言」という名称で、健康経営に取り組む
企業をサポートしています!

健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営に取り組まれた事業所様の声

- ☑ 求人に対して、応募数が増えた。
- ☑ 従業員間のコミュニケーション向上につながった。
- ☑ 企業イメージアップにつながった。
- ☑ 残業が減り、早く帰宅できるようになった。
- ☑ 喫煙者が減った。
- ☑ 仕事の効率が良くなった。
- ☑ 健康に関する社員の意識が向上した。
- ☑ 欠勤が減少した。



健康経営に取り組んで
良かったことや
効果として実感したこと

健康経営で「SDGs」の取り組みにも貢献!

SDGsとは、「持続可能な開発目標」として、国際社会全体で達成に向かって取り組むべき普遍的な目標です。

健康経営の取り組みは、職場の健康づくりによる社員の健康保持・増進や生産性の向上による経済成長も見込まれることから、SDGsの目標達成につながります。

目標3

「すべての人に健康と福祉を」
社員の健康を守り、長く働ける職場へ

目標8

「働きがいも経済成長も」
働きやすい職場環境で生産性の向上へ



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

3 すべての人に健康と福祉を



8 働きがいも経済成長も



「がばい健康企業宣言」を始めるには、こちらのエントリーシートをご提出ください
※既に宣言済みの事業所様は、再提出の必要はありません



協会けんぽ佐賀支部 行

FAX 0952-27-0617



がばい健康企業宣言 エントリーシート

わが社は、全従業員が健康で生き生きと働ける会社を目指し、
以下の内容を宣言します

(社会保険さが7月号)

1. 法令に従い、従業員の健診受診率を**100%**とします
2. 特定保健指導の実施率を**50%**以上とします
3. 協会けんぽと連携し、健康課題の改善に取り組みます



(最も重点的に取り組む項目を**1つ**ご選択☑のうえ、取り組み内容をご記入ください。)

運動 食生活 メンタルヘルス 喫煙 がん予防

具体的施策として () に取り組みます。

事業所住所

事業所名称

事業主名

◇ 協会けんぽ佐賀支部との窓口になっていただける方をご記入ください。(健康保険委員の登録を含む)

健康保険証の 記号・番号	(記号)	(番号)
担当者名 (被保険者様)		所属部署
電話番号	-	-

健康保険委員に関する詳細は佐賀支部ホームページからご確認ください。

「協会けんぽ佐賀支部」で検索→佐賀支部ホームページを表示→ページ内の「健康保険委員」をクリック

◇ 佐賀支部ホームページ内のがばい健康企業宣言事業所一覧に事業所名の掲載を ご希望されない場合 はチェックしてください。



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





令和6年度 社会保険事務講習会のごあんない

『出産・育児に関する講習会』

これからの女性の活躍をサポートする出産・育児等の充実した社会保障制度について学びます。

地区	日時	会場	講師
唐津 会場	令和6年 7月10日(水)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	横田 弘美 特定社会保険労務士
鹿島 会場	令和6年 7月11日(木)	鹿島市生涯学習センターエイブル (鹿島市大学納富分2700-1)	中村 好江 特定社会保険労務士
鳥栖 会場	令和6年 7月12日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	島崎 恵理 社会保険労務士
佐賀 会場	令和6年 7月18日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	横田 弘美 特定社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…**50名** 鳥栖・唐津・鹿島…**30名**
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
 受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加費 **会員事業所は無料**
 (但し、非会員事業所及び令和6年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 **FAX、郵送**または**ホームページ**よりお申込み下さい。

お申込みお問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
 TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				<small>宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。</small>
参加希望 会場日時	『出産・育児に関する講習会』 (唐津・鹿島・鳥栖・佐賀) 会場 令和 年 月 日 ()			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 _____ 事業所電話番号 () - _____			
知りたい内容やご質問等ありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

国民年金基金 5つのメリット

① 終身年金が基本

- 65歳から生涯受け取る終身年金（A型・B型）が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
- 終身年金が基本なので、長生きリスクを軽減することができます。

② 年金額が確定、掛金額も一定

- 掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- 加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。（途中で口数を変更しない場合）
- 運用結果で年金額が下がってしまうようなリスクはありません。

③ 税制上の優遇

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。 ※2024年4月現在
- 生計を一にする親族の掛金を併せて控除することで税の軽減の効果がさらに高くなります。

④ 万が一のときは家族に一時金

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。（B型を除く）
- 万が一早期に亡くなったときでも、家族に遺族一時金が支払われますので掛け捨てになりません。

⑤ 自由なプラン設計

- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。
- どうしてもお支払いが大変なときはお休みすることもできます。

国民年金基金
かんたん解説動画はこちら



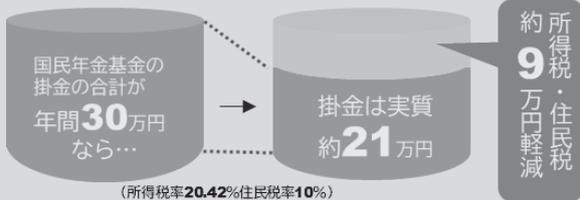
2024.04

Check!!

節税メリット

✓ 掛金の全額（最大81万6千円）が社会保険料控除対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

例えば、課税所得が約400万円の場合



年金を受ける時も国民年金等の年金とあわせて【公的年金控除】が適用され、節税になります。

課税所得金額別の税率 ※住民税の税率は自治体によって異なります。

課税所得額	住民税	所得税
195万円以下	10%	5.105%
330万円以下		10.21%
695万円以下		20.42%
900万円以下		23.483%
1800万円以下		33.693%
4000万円以下		40.84%
4000万円超		45.945%

※課税所得とは、所得から各種所得控除を差し引いた額です。
※所得税は、平成25年より25年間「復興特別所得税」として所得税額に2.1%を乗じた金額が課税されるため、所得税率×102.1%として計算しています。

ご相談、お問い合わせなど、**いますぐお気軽に**
下記フリーダイヤルでお問い合わせください



ローゴ ヨイクニ
0120-65-4192

平日（9：00～17：00）

※発信地の都道府県を所管する支部につながります。

ガイダンスのあとに「1#」と押してください

WEBでの
ご紹介は
こちらへ



資料請求や
お問い合わせ
せはこちらへ



全国国民年金基金 福岡・佐賀支部



令和6年8月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	6 鹿島市役所 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (予約)
11	12	13 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	14 有田町役場 (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 年金事務所 延長相談 19時まで	20 鹿島市役所 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22	23 伊万里市役所 (予約)	24
25	26 年金事務所 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28	29	30 伊万里市役所 (予約)	31

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

宿泊施設優待のご案内

詳細はホームページに掲載しています。
<https://www.syahokyo-saga.or.jp>



全国の社会保険協会の事業として、会員事業所の従業員の方とご家族の健康保持増進に資するため、下記施設グループと優待利用契約を結んでおり、「施設利用会員証」を発行しています。従業員の皆様の宿泊休養等に、ぜひご利用ください。

対象施設	優待内容
高輪・品川プリンスホテル限定(4施設)	コーポレート料金(正規料金の最大70%引き)で利用可
プリンスホテルグループ(全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等)	専用Webサイトに優待プランを掲載
ホテル法華クラブグループ(18施設)	優待料金(正規料金の約10%引き)で利用可
湯快リゾート(30施設)	1人あたり宿泊料金から一律500円引き
亀の井ホテルグループ(30施設)	一泊につき500円引き
HMIホテルグループ(43施設)	一般プラン料金の3～15%引き
船員保険会(3施設)	一般料金から一泊につき通常1,000円引、土曜日・祝前日は500円引き
クア・アンドホテルグループ(4施設)	直接施設にお問い合わせください
ダイワロイネットホテルズ(76施設)	専用Webサイトからの予約で一般宿泊プラン料金の10%引き

お申込み
お問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



施設利用会員証発行申込書

整理番号	
事業所名	
所在地	〒 _____ 事業所電話番号() - _____
担当者名	
希望枚数	(5枚以内) _____ 枚

※社会保険協会HPからも申し込みできます。

※申込書にご記入いただきました情報は、この事業以外の目的には使用いたしません。



- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください。(音声途中で可)
お客様相談室：① 厚生年金適用調査課：③
国民年金課：② 厚生年金徴収課：④

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377 URL: <https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

〈記事提供〉日本年金機構年金事務所・全国健康保険協会 佐賀支部